

議案第76号 小松島市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

小松島市青少年健全育成センターの移転に伴い、所在地を改めるもの。

小松島市青少年健全育成センター条例(昭和38年小松島市条例第36号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(設置) 第2条 前条の目的を達成するため、小松島市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)を <u>小松島市南小松島町1番16号</u> _____に置く。	(設置) 第2条 前条の目的を達成するため、小松島市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)を <u>小松島市小松島町字新港9番地</u> <u>の19</u> に置く。	改正